

発行所 日本キリスト教団 なか伝道所
〒231-0026 横浜市中区寿町 3-10-13 金岡ビル 203
Tel. (045) 671-1109
振替 00200 - 1 - 47369
E-Mail : naka@church.jp http://church.jp/naka/
発行者 石倉夕子 (題字 松橋 順)

宣教方針
① 貧しい人々への福音に共にあずかる。
② 地域の問題に関わる。
③ 諸教会に呼びかけてゆく。
集会 主日礼拝 日曜日 午前10時30分より

「障害者差別解消法」とは？



「沖縄慰霊の日」に参加した大石さん

大石 忠 さんに聞く

今回は、「ご自身聴覚に障がいがありながらも、会社員、大学講師、団体役員、教会員として障がい福祉を取り巻くさまざまな問題に関わってこられた大石忠さんをお招きし、本年四月に施行された障害者差別解消法の意義、今後の課題などについてお話をうかがった。

障害者差別解消法成立の背景

二〇〇六年に障害者権利条約が国連総会で採択されました。この条約では、生活のあらゆる場面で、障がいにより来る差別を禁止しています。日本も、二〇〇七年にはこの条約に署名しています。つまり、障害者権利条約の通りに日本でも施策を実行し、実施したことを国連に報告する義務が生じたのです。そして、表1に示すような法整備が段階的に進められ、本年四月一日付で障害者差別解消法が施行されました。

障害者差別解消法の目的・特色

障害者差別解消法の目的は、第一条で述べられている通りです(表2)。そして、対象と定義を明確にした上で、障がいを理由とする不当な差別的取扱いと、合理的配慮の不提供を禁止している点が特色です。

不当な差別的取扱いとは、「障害者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として(中略)障害者の権利利益の侵害」をす

ることです。内閣府が提示している例では、障がいを理由に、窓口対応を拒否する、対応の順番を後回しにする、説明会やシンポジウム等への出席を拒む、などが挙げられています。

また、合理的配慮とは、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないように配慮」をすることです。厚生労働省が挙げている例を紹介すると、障がい者に対して、文書を読み上げたり口頭による丁寧な説明を行う、電子メール、ホームページ、ファックスなど多様な媒体で情報提供、利用受付を行うことが合理的配慮であり、その不提供があつてはならない、としています。

表1 障害者差別解消法施行までの経緯

- 二〇〇六年 障害者権利条約が国連総会で採択
- 二〇〇七年 上記採択に日本が署名
- 二〇〇八年 障害者権利条約の発効
- 二〇一一年 障害者基本法の改正
- 二〇一三年 障害者差別解消法の成立
- 二〇一四年 日本が障害者権利条約を批准
- 二〇一六年 障害者差別解消法が施行

表2 障害者差別解消法第一条

この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、(中略)障害を理由とする差別的解消推進に関する基本的な事項、行政機関及び事業における障害を理由とする差別を解消する措置を定めることにより、障害を理由とする差別的解消を推進し、もつて全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

障害者差別解消法の意義

今まで「障がい」「障がい者」は個人の問題だと思われてきました。つまり、障がいがある人の身体の上、もしくは心の中に欠陥があり、そのせいでその人は能力がないと見なされてきたのです。

しかし、現実の社会には、障がいがあっても、すばらしい能力を発揮する人がいます。心身に障がいがあることと、能力の有無は切り離して考えないといけないのです。

私は、障がいがある人の側ではなく、社会がその人の障がいを作っているのだと考えています。今回の法律施行によって、このような障がい者を取り巻く構造や障がいにつながる差別に気付く機会になってほしいと願っています。

教会の可能性

障がいに関して、いちばん大きな問題なのは、さまざまな障がいの特性について、周囲の無知無理解のなかで、悪いイメージばかりが先行し、いまだに正しい理解がなされていないことです。そして、障がい者本人がそのことを周りに伝えられない、伝える力がないという一面もあります。

だからこそ、今回この教会での学びを通して、私たちは世の中で小さくされた社会的弱者に目を向けて、障がいによるいわれのない差別で苦しめられている人たちの代わりに、声をあげていくことができるのではないかと信じています。

学習会に参加された方への

質問・感想から

Aさん…本年5月に成立・施行されたヘイトスピーチ対策法は、罰則規定を盛り込むことができません、正に骨抜きの妥協の産物となつてしまいました。障害者差別解消法では、どうなっていますか？

大石さん…残念ながら、罰則規定を盛り込むことができませんでした。障害者権利条約では障がい者差別を「禁止」しているにもかかわらず、障害者差別解消法では、民間事業者などに対して、合理的配慮の提供を「努力義務」としているに過ぎません。禁止したからといって、差別がすぐなくなるわけはありませんが、こうしたところに現在の政府の限界・課題を感じてしまいます。

Bさん…学校などで障がい者の話を聞く機会があつたけれど、いつも他人事だったような気がします。今日の学習会で、日本では法整備ができたのもここ10年くらいだということを知り、こんなにこの国は進んでいなかったんだなあという驚き、悲しさ、悔しさを感じました。私自身も今日を機会に変わっていききたいです。

(まとめ 幸前元)



風景

抗う

過日(七月一四日)、函館市が市民の安全を守るため国と電源開発に對しておこしている「大間原発差し止め訴訟」の傍聴のため、東京地裁に行った。国と電源開発は「函館市には原告資格はない」と却下を主張するが、裁判は進められている。今回は火山について、市側弁護士が話をした。国が「世界で一番厳しい基準」という新規制基準は、国際原子力機関・IAEAの基準を踏まえていない。新規制基準は、「火山は過去一年以内に活動が起きておらず将来も活動の可能性がないと判断できる場合は、評価対象外とする」というが、IAEAは「過去二百万年の間に活動があれば活動の可能性は有り」と判断する」という。大間の先二六キロの銭亀火山は4・5万年〜3・3万年前に噴火しており、これを考慮しないことは国際的な基準を踏まえていないと主張した。大間原発は於法岳、恐山、銭亀山、恵山の火山帯の上にある。

高レベルの核廃棄物は、地下に埋めても十万年は移動できない。こんな厄介な猛毒を人は造り、操作しよ

うとして、失敗した。レベル七のチェルノブイリは、住民の移住、保養、健診の権利を認め、学校の先生も子らに放射能のリスクをしっかりと伝える。同じレベル七の福島は、健康に害はないといわれ、保養へ行くこともままならず、避難者に対しては帰還政策が推められ、さらに昨年三月には住宅支援も打ち切られた。事故はなかったことにするのか。私たち市民は国会前で声をあげ、街を練り歩き、平和や原発を権力ある者に訴え続けてきたが、今回の参院選でこれらが遠のいてしまったよう。しかし私たちは負けたのではない。平和を祈り、夜な夜なチラシをまき、スタンディングをし「そんなことしても変わらないよ」と言われても、平和をバトンタッチしたいため、やるしかなかった。出し続けたみんなの声は無駄ではなかった。川内原発の地元鹿児島で原発の知事が生まれ、青森や福島でも野党が当選。市民の心とともに行動する沖繩の翁長知事、新潟の泉田知事を、私たちの声は支えている。静かにそして確実に世の中を変えている。だからこれからも私たちは声を上げ、街を練り歩き、抗い続ける。平和でいたいから、平和を次世代に手渡したいから、抗い続ける。

牧野 美登里

使信

「母の決断」

石倉夕子

わたしの子よ。今、わたしが言うことをよく聞いてそのとおりにしなさい。家畜の群れのところへ行つて、よく肥えた子山羊を二匹取つて来なさい。わたしが、それでお父さんの好きなおいしい料理を作りますから、それをお父さんのところへ持つて行きなさい。お父さんは召し上がって、亡くなる前にお前を祝福してくださいませよう。」

しかし、ヤコブは母リベカに言った。「でも、エサウ兄さんはとても毛深いのに、わたしの肌は滑らかです。お父さんがわたしに触れば、だましてるのが分かります。そうしたら、わたしは祝福どころか、反対に呪いを受けてしまいます。」
母は言った。「わたしの子よ。そのときにはお母さんがその呪いを引き受けます。ただ、わたしの言うとおりに、行って取つて来なさい。」

(創世記二七章八節〜一三節)

兄の権利

今日の聖書の箇所は、表題からあまり良いイメージではありません。「リベカの計略」とありますが「計略」は「策略」とほとんど同じ意味です。肯定の意味より否定的な意味合いで使われます。そもそもこの家族の問題の発端は、やっと授かった子どもが「双子」だったことです。「双子」でも「兄と弟」として生まれてくるので、「長子権」は自動的に先に生まれたい兄の方にあるのです。「長子権」には「祝福」というおまけがついてくる

のです。祝福されるのはただ一人なのです。この祝福は別の言葉で表すと「権利」だと思えます。この辺りは二節〜四節に描かれています。そして親の子に対する祝福は神の祝福と不可分のものでした。

弟の立場

聖書における「弟」というのは自身側の側には何も権利をもたないものと言えます。旧約聖書で規定されている「寡婦」「孤児」「寄留者」と似たような立場であったのかもしれない。これは遊牧の民であった族長時代には確たるものでした。現在の私たちは二人同時に祝福されたいのにも思いますが、少なくとも族長時代には思いもつかないことでした。

神の選び?

このことに異を唱えたのがリベカ

えーとねえ

- 友 「なぞなぞだよ！」
- 父 「はいはい。」
- 友 「段ボールは段ボールでも、箱になるボールはなあんだ？」
- 父 「???」
- 友 「正解は、ボールでしたあ！」
- 父 「????????」

(全部言っちゃった 幸前友 7歳)

だったのです。この一連の聖書の物語、特に二七章の前半はリベカが主導権を持っています。一族の長であるイサクも二人の息子(エサウとヤコブ)もリベカの計画の中で動いていきます。この一連の記事からリベカそしてヤコブを罪多き人間の姿として読んでしまうこと、そんな罪ある人間をも神は選びとつてくれる。「あんな人が」と言われるそんな人が選ばれる、神の選びの自由がここにも読み取れる、そんな物語として読んでしまうとうまく収まるのですが、しかし重要な事を見失ってしまうのではないのでしょうか。「虐げられたものの神」「小さきものの神」という視点から読むと別の物語が見えてきます。

リベカの抵抗

母親であるリベカにとって社会的な不正に感じられるものに対して、彼女は自分の使える手段、知恵を使って反抗したのです。それを策略と表題は言い表しているのですが、この表題を付けた人はたぶん男性だったのかと思ってしまう。いずれにしてもリベカは長子だけが排他的に優先されるというのには納得できなかったのではないのでしょうか。「小さい者」を排除しようとする「大きい者」の特権に対して彼女は抵抗するのです。そして

それはかなりの覚悟をもつての抵抗です。それが「お母さんがその呪いを引き受けます」（一三節）という言葉です。リベカは男性中心の世界の中でその周辺に生きる女性としてできる限りの行動に出るのです。

私はこのリベカの行動は創世の神につながるものだと感じています。すべてを祝福された神。全てをよしとされた神です。この神においては長子の特権

であったり男性の特権であったりというものは通用しないのです。これらは神から離れてしまった人間社会が作り上げてきたものです。リベカの策略は人間社会が作り上げてきたものに對する反抗ではないでしょうか。踵を掴んで生まれてきたヤコブとエサウのお話も長子権に抵抗した痕跡のある物語なのではないでしょうか。もつともヤコブとエサウのお話をもっと複雑で民族

間の争いの象徴でもあります。・・

神の約束

一見すると、リベカはとても嫌な女性として描かれています。今回はリベカという女性の立場から読みました。これらのお話の中に直接的に神の言葉は出てはきませんが、そこに流れているものは同じ神です。それは「小さくされたものの神」です。今の時代、女性が生きていくのは決して容易くはありません。理不尽なことを受け入れて生きていく女性が多いです。そこで声を上げたり、行動に出たりすると、この箇所の聖書の小見出しのように言われてしまうのではないのでしょうか。しかし私はリベカから力をもらいました。今ももらい続けています。今は表面上男女同権ですが、それでも女性が立ち回る時には、もしくは社会的弱者が立ち回る時には「策略」をもって生き抜いていかなければなりません。ここにこそ神の選びがあると思うのです。そして信仰があるかないかで神は判断はしていないということも合わせて、リベカの記事から読み取りたいと思います。もつと単純に今虐げられているものが引き上げられるという約束だということを覚えたいと思います。

まど

△今年前半を振り返って

▽二月四日、アユス仏教国際協力ネットワークから二〇一六年度NGO大賞を受賞（「アユス」は「いのち」

の意。カラバオの会へ移住連での働きが認められたもの。お寺の本堂で、お坊さんから牧師がトロフィーをいただくのも感慨。宗教・宗派に関係なく、片隅の働きに目をとめて下さったことに感謝。

○授賞式に集ひ賜ひたる百人の拍手にただきトロフィーを受く

○三十年片隅の道を歩み来ぬ大賞受賞は 望外にして

○トロフィーは腕に重たし「NGO大賞」といふ大きな名のゆえ

▽三月三日、年度末ぎりぎりまで、コング民主共和国からの難民マツサンバさんの裁判記録印刷出来。七年が

りの支援が実り、法務省相手の訴訟に勝つて難民認定獲得。その全記録を明治学院大学国際平和研究所の機関誌にまとめていただいたもの。闘いの記録を歴史に刻み込んでおくことができて感謝。

○七年の歳月耐えて勝ち取りぬその掌に蒼蒼在留カード

○勝ち取りし難民資格祝はんと品川入管に支援者集ふ

▽六月四〜五日、徳島で移住連の全国ワークショップ。地元の準備が実り全国から一三〇人が参加、熱い討論。引き続き、移住連のNPO法人化後最初の総会。役員改選で副代表理事再任。任期二年務まるかどうか不安ありとはいえ……。

○振り仰ぐ雲白ければ気力というエネルギー欲し身は老いるとも

(渡辺英俊)

編集後記

学習会の後半は、なか伝は障がい者にとつて居心地のよい場所になっているか、という自己点検の議論に費やされた。これは、ある意味健全というか当然のことで、今後も常に加害の視点を忘れずに、自身や自分の属しているものを見直していきたい。(元)

2015年度支援会会計報告

(収入の部)	
支援献金	479,800
クリスマス献金	414,900
利子	0
前年度繰越金	53,790
合計	948,490
(支出の部)	
振込み負担金	11,320
通常会計へ	850,000
その他	1,102
次年度へ繰越	86,068
合計	948,490

なか伝道所支援献金のお願い皆様からご支援をいただき、伝道所の活動が大変助かっています。心より感謝いたします。今まで同様、皆様のお祈りと支援献金へのご協力をお願いいたします。